

第16期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

1. 主要な事業内容
2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
3. 主要な借入先及び借入額
4. 財産及び損益の状況
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針
6. その他企業集団の現況に関する重要な事項
7. 責任限定契約の内容の概要
8. 株式に関する事項
9. 新株予約権に関する事項
10. 社外役員に関する事項
11. 会計監査人に関する事項
12. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
13. 株式会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

■監査報告書

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査役会の監査報告

(ご参考)

- ・ 社外役員独立性基準

株式会社じげん

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

事業報告

1. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループはライフサービスプラットフォーム事業を主な事業としております。

2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2022年3月31日現在）

（1）主要な営業所

① 当社

本社（東京都港区）

② 主要な子会社の営業所

株式会社リジョブ（東京都豊島区）

株式会社ミラクス（東京都文京区）

株式会社三光アド（愛知県名古屋市中区）

（2）使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

会社の名称	従業員数（名）
当社	203 [58]
株式会社ミラクス（注2）	208 [15]
株式会社リジョブ	106 [78]
株式会社ブレイン・ラボ	51 [4]
株式会社三光アド	40 [0]
株式会社アップルワールド	23 [4]
その他	73 [14]
合計	704 [173]

（注）1. 使用人数は従業員数であり、正社員その他、契約社員を含み、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数には、人材派遣事業の派遣従業員128名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
203 [58]	5 [7]	32.62	2.49

（注）使用人数は従業員数であり、正社員その他、契約社員を含み、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

3. 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,630百万円
株式会社みずほ銀行	402百万円

4. 財産及び損益の状況

（1）企業集団の財産及び損益の状況（国際会計基準(IFRS)）

区分	第13期	第14期	第15期	第16期
売上収益(百万円)	12,854	13,199	12,564	15,272
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失(△)(百万円)	2,811	2,669	△1,964	2,262
基本的1株当たり 当期利益又は当期損失(△)(円)	25.23	24.02	△18.05	20.92
資本合計(百万円)	13,802	16,264	12,997	14,929
資産合計(百万円)	20,047	22,406	20,101	21,604

（2）当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区分	第13期	第14期	第15期	第16期
売上高(百万円)	4,872	3,860	4,435	6,224
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,521	2,273	△1,167	2,007
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	13.65	20.46	△10.73	18.56
純資産(百万円)	8,974	11,047	8,566	10,247
総資産(百万円)	14,346	15,169	14,054	15,044

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当金額については、連結業績の動向、財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定してまいります。当年度の期末配当金については、2022年5月13日開催の取締役会において、1株につき3.5円とすることを決定しました。

当社はこれまでライフサービスプラットフォーム事業の運営企業として「成長性」の向上を最優先の経営課題に設定し、M&Aを中心とする投資活動に積極的な姿勢を取ってまいりました。また、「安全性」の観点から、親会社所有者帰属持分比率40%以上、のれん対資本倍率1.0倍程度以下をあるべき財務水準と設定しています。結果として、2013年11月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以来、134億円を投じて21件のM&Aを実施し、高い成長率での業績拡大を達成しながら、財務基盤は健全な水準を確保しています。

今後も、上述の「成長性」、「安全性」に対する方針や財務水準に変更はございませんが、更なる株主価値の向上を図るため、資本の「効率性」の観点も重要であると認識しており、当該年度の親会社の所有者に帰属する当期利益から戦略投資額(注1)と配当総額を除いた金額を、翌年度の自己株式取得枠とする株主還元の基本方針を設けております(注2)。ただし、ROEや株主資本コスト、バランスシートの状況等を総合的に鑑みて、自己株式取得の実施・不実施を柔軟に検討し、資本効率性の観点からも企業価値の向上ひいては株主価値の向上を図ってまいります。

(注1)戦略投資額とは、M&Aや資本提携といった、資産性の高い経営資源を獲得するために当社が拠出した投資額を指します。

(注2)2022年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益は23億円、戦略投資額は4億円、配当金総額は4億円だったことから、株主還元に係る財務方針及び足元の状況を総合的に鑑みた結果、2022年5月13日開催の取締役会において、14億円を取得価額総額の上限として自己株式取得することを決定しています。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役守安功氏及び取締役薄葉康生氏、監査役尾上正二氏、監査役宮崎隆氏及び監査役和田健吾氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。

8. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|-------------|--------------|
| （1）発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| （2）発行済株式の総数 | 111,700,000株 |
| （3）株主数 | 17,272名 |
| （4）大株主の状況 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社じょうげん	48,900,500株	45.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,189,600株	6.64%
平尾 丈	5,054,000株	4.67%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,470,300株	3.20%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,950,000株	1.80%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,821,978株	1.68%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,624,600株	1.50%
吉岡 裕之	1,300,000株	1.20%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,134,790株	1.04%
BBH FOR FIDELITY LOW — PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,125,866株	1.04%

(注) 持株比率は、自己株式(3,577,290株)を控除して計算しております。

9. 新株予約権に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	2019年第8回新株予約権	
新株予約権の数		1,500個
株式の種類及び付与数	普通株式	150,000株
新株予約権の発行価額		200円
新株予約権の行使価額		547円
権利行使期間	自 2024年5月15日 至 2025年5月14日	
保有状況	〔取締役(社外取締役を除く)〕 保有者数(注) 2名	

(注) 第8回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2020年第9回新株予約権	
新株予約権の数	8,500個
株式の種類及び付与数	普通株式 850,000株
新株予約権の発行価額	1,100円
新株予約権の行使価額	356円
権利行使期間	自 2024年5月15日 至 2024年6月15日
保有状況	〔取締役（社外取締役に除く）〕 保有者数（注） 3名

（注）第9回新株予約権に関して、取締役2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2021年第10回新株予約権	
新株予約権の数	2,000個
株式の種類及び付与数	普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額	600円
新株予約権の行使価額	419円
権利行使期間	自 2025年5月15日 至 2025年6月15日
交付状況	〔取締役（社外取締役のみ）〕 保有者数 2名

（2）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

2021年第10回新株予約権	
新株予約権の数	4,600個
株式の種類及び付与数	普通株式 460,000株
新株予約権の発行価額	600円
新株予約権の行使価額	419円
権利行使期間	自2025年5月15日 至2025年6月15日
交付状況	〔当社使用人〕 交付者数 3名
	〔子会社の役員〕 交付者数 3名

10. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

- ・取締役守安功氏は、株式会社エディオンの取締役であります。なお、2022年4月4日をもって当社取締役を退任いたしました。
- ・取締役薄葉康生氏は、Location Mind株式会社の取締役であります。
- ・監査役尾上正二氏は、株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社BizMo、株式会社アップルワールド、株式会社にじげん及び株式会社ブレイン・ラボの監査役であります。これらの会社は当社の子会社であります。
- ・監査役宮崎隆氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役和田健吾氏は、株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役、エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表及びアルー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 各社外役員の子な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	守 安 功	社外取締役就任後に開催された取締役会10回につき全回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	薄 葉 康 生	社外取締役就任後に開催された取締役会10回につき全回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	尾 上 正 二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回出席、また監査役会15回のうち全回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宮 崎 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回出席、また監査役会15回のうち全回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	和 田 健 吾	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回出席、また監査役会15回のうち全回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

11. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められた場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性などにおいて問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

12. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。
 - (ii) 当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。
 - (iii) 当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役又は執行役員が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。
 - (iv) 「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。
 - (v) 社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。
 - (vi) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
 - (vii) 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査室が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。
 - (viii) 内部監査室は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。
- ② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 原則として毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
 - (ii) 当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか、当社代表取締役、事業統括、各子会社の代表取締役及びその他当社代表取締役が指定する者が出席する事業統括会議（以下、単に「事業統括会議」という。）を月に2回程度開催し、経営計画

の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

- (iii) 職務執行に関する権限及び責任を明確にする。
 - (iv) 取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類（磁氣的記録を含む。）は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
 - (ii) 取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。
- ④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (i) 「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
 - (ii) 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
 - (iii) 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役は取締役会へ報告する。
 - (iv) 関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
 - (ii) 内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び改善状況を含む。）を把握、評価し、代表取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。
 - (ii) 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。
 - (iii) 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。
 - (iv) 当社内部監査室は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。
 - (v) 当社監査役は、子会社取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
 - (iii) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることができる体制をとる。
 - (ii) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役と随時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
 - (iii) 監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - (iv) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことと認

められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社及び当社の子会社においてコンプライアンス研修を実施し、従業員に対して当社事業に係る法令及び遵守の説明を行っております。また、個人情報保護については当社及び当社子会社の計4社において「プライバシーマーク」を取得しており、最低毎年1回個人情報保護教育を従業員に対し実施しております。
 - (ii) 当社及び当社の子会社では、法令の制定及び改定に絶えず注意を払い、経営環境の変化に対応して必要に応じ規程類の見直しを行っております。
 - (iii) コーポレートガバナンス・コード原則2-5.及び「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、従業員の目の付きやすい箇所に内部通報の連絡先を掲示する等により周知を図るとともに、コンプライアンス委員会において内部通報の報告が行われております。
- ② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社取締役は毎月1回開催される当社取締役会において、自己の職務の執行状況について報告を行うほか、重要事項に関しては必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。なお当事業年度においては定例取締役会が12回、臨時取締役会が2回開催されております。
 - (ii) 事業統括会議を月に2回程度開催し、当社及び各子会社の事業の進捗状況、戦略の共有その他重要事項の報告が行われております。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録等の重要書類は、関係法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - (ii) 重要書類及び個人情報はその重要度に応じて適切な施錠管理が行われており、関係者以外の閲覧を固く禁じております。
- ④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社において「危機管理規程」に基づき、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とすることを定めるほか、従業員に対しては緊急事態における上長への迅速な連絡

を行う旨の周知徹底を図り、重要度に応じて社外取締役及び社外監査役にも報告を行う体制を敷いております。

- ⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社の各子会社は、関係法令及び証券取引所の規則に対応して、適正かつ適時に財務報告を行うため、必要に応じて経理人員の補充を行うほか、適切な会計処理を行うため有効性のある内部統制を築き、監査法人による適正な内部統制の評価が行われております。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社の子会社本店事務所をできる限り当社本店事務所と同じ場所に集中させることにより子会社の業務運営の監視のほか、当社グループ全体の内部統制の強化、及び当社カルチャーの子会社への浸透を図っております。
 - (ii) 当社は、海外子会社を含め当社・各子会社間の相互の連絡を密にする努力を行い、子会社の重要事項に関しては当社が意思決定を行う運用となっております。また当社取締役又は使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務運営の監視、当社とのシナジーの創出、及び戦略の共有化が図られております。
 - (iii) 当社監査役は、子会社の取締役会への出席や子会社監査役との連携をすることで、子会社の業務運営状況の積極的な把握に努め、子会社に対して適正な監査を行っております。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社取締役及び内部監査室担当者を始めとする使用人が当社監査役と十分な連携を確保することにより、当社監査役に対し重要事項の共有が行われております。
- ⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社監査役は、事業統括会議に出席し、重要事項の共有を受けるほか、必要に応じて意見を述べております。
 - (ii) 当社監査役は、取締役会とは別に社外取締役とともに代表取締役との懇談会を随時開催し、意見交換を行っております。

13. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値の向上が、結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を明確に毀損する当社株式の大規模買付行為等の防衛にも資するという基本的な考え方のもと、現時点において特別な買収防衛策及び当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を特に定めておりません。

連結持分変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本金合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
2021年4月1日残高	2,552	2,538	9,281	△1,399	16	12,988	8	12,997
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△2	—	—	△2	—	△2
2021年4月1日調整後残高	2,552	2,538	9,280	△1,399	16	12,987	8	12,995
当期利益	—	—	2,262	—	—	2,262	4	2,266
その他の包括利益	—	—	—	—	△6	△6	—	△6
当期包括利益合計	—	—	2,262	—	△6	2,257	4	2,261
新株予約権の発行	—	—	—	—	4	4	—	4
配当金	—	—	△324	—	—	△324	—	△324
その他	—	4	6	—	△5	6	△12	△6
所有者との取引額合計	—	4	△318	—	△1	△314	△12	△326
2022年3月31日残高	2,552	2,542	11,224	△1,399	10	14,929	—	14,929

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社リジョブ、株式会社ミラクス、株式会社三光アド、
株式会社ブレイン・ラボ、株式会社アップルワールド、株式会社にじげん

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社リザービアの決算日は9月30日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった時点で当初認識しております。

金融資産については、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化の有無に基づいて判断しており、債務不履行が発生するリスクが変化あるかどうかの判断にあたっては、取引先の業績等悪化による財政困難や、債権の著しい回収遅延を考慮しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。予想信用損失は、期日経過情報や過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で見積もっております。

いずれの金融資産においても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収するという合理的な予想を有しておらず、直接償却することが適切と判断された場合には、直接償却を行っております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② デリバティブ金融商品

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定し、公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。

(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却並びに償却の方法

① 有形固定資産

原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2～15年
- ・工具、器具及び備品 3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

② 使用権資産

使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。

③ のれん

取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却

は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

④ 無形資産

原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(i) 企業結合により取得した無形資産

のれんとは区別して認識した顧客関連資産を無形資産として、取得日の公正価値で測定しております。

(ii) ソフトウェア及びその他の無形資産

当社グループは、自社利用のソフトウェアを開発しております。

開発局面における支出については、当社グループが、当該支出に信頼性をもって測定できる能力、無形資産を完成させるための技術上の実行可能性、無形資産を使用又は売却する意図、無形資産を使用又は売却する能力、将来の経済的便益を創出する高い蓋然性及び無形資産の使用又は売却のために必要となる適切な資源の利用可能性を全て有している場合に、無形資産として認識しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。耐用年数を確定できない無形資産はありません。

・ソフトウェア 3～5年

・顧客関連資産 5～6年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。時の経過に伴う割引額の割戻し

は金融費用として認識しております。

主な引当金の計上方法は以下のとおりです。

① 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積もり、計上しております。

② 販売促進引当金

当社グループは、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため将来発生見込額を計上しております。

(4) 外貨の換算基準

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その会社の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各会社の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債の換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① アグリゲーションメディア（応募課金型）による収益

当社グループは、複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なインターネットサービスであるアグリゲーションメディアを運営し、人材、不動産、自動車、旅行といった生活に関わる幅広い領域にサービスを展開しております。当該アグリゲーションメディアの運営を通じて、ユーザーの会員登録、資料請求、問い合わせ等の応募成果を獲得し、その成果に応じて顧客から報酬を得ております。当該アグリゲーションメディア（応募課金型）による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。

② 自社メディア（掲載課金＋採用課金型）による収益

当社グループは、美容・治療・リラクゼーション等の業界求人の特化した自社メディアを運営しており、従業員の採用を希望する顧客の求人情報等を掲載しております。顧客からは、求人情報の掲載料及び採用に至った場合の成果報酬を得ております。求人情報等の掲載サービスによる収益は、求人情報等の掲載料については、ウェブサイト上に求人情報等が掲載される期間にわたって認識し、採用に至った場合の成果報酬は、求職者の採用時点で認識しております。

③ 自社メディア（掲載課金）による収益

当社グループは、新聞折込求人広告の企画・製作・発行を行っており、当該求人広告に従業員の採用を希望する顧客の求人情報を掲載することにより報酬を得ております。新聞折込求人広告サービスによる収益は、求人広告の発行日に認識しております。

④ 人材紹介及び人材派遣サービスによる収益

当社グループは、求職者を求人顧客へ紹介する人材紹介サービスと人材を顧客へ派遣する人材派遣サービスを行っており、人材紹介サービスは求職者が求人顧客への入社が確定した時点で収益を認識し、人材派遣サービスは契約期間にわたって提供した役務に基づいて収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

・のれんの減損の認識及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

のれん 6,934百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却並びに償却の方法 ③のれん」に記載のとおり、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は回収可能価額まで減損損失を計上しております。

減損テストにおける資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い金額としております。使用価値は、原則として経営者が承認した今後の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積り額を、当該資金生成単位の加重平均資本コストにより現在価値に割り引いて算定しております。処分コスト控除後の公正価値は、類似公開企業の株価と各種の財務指標を用いて様々な倍率を算定し、その倍率を用いた株式価値を基礎に算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の先行きは見通しにくい状況ではありますが、行動制限の緩和等により、翌連結会計年度にかけて経済活動が活発化していくと仮定しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	176百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 使用権資産の減価償却累計額	799百万円
3. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	56百万円
その他の金融資産	10百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	111,700,000	—	—	111,700,000
合計	111,700,000	—	—	111,700,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	324	3	2021年 3月31日	2021年 6月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2022年5月13日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	378	3.5	2022年 3月31日	2022年 6月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、中長期的にわたる企業価値の継続的な向上のために、既存事業の競争力の確保のみならず、新規事業の創出や積極的な事業買収（M&A）に取り組み、中長期の持続的な利益成長を実現するよう努めております。そのために、資本管理の方針として、事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持し、及び調達構造の安全性を維持することとしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

(1) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において、様々な財務上のリスク（金利リスク、信用リスク、及び流動性リスク）に晒されております。当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク発生要因の根本からの発生を防止し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

(2) 金利リスク管理

当社グループは、事業買収等に必要な資金調達（主に銀行借入）をすることに伴い発生する利息を支払っておりますが、変動金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。また、固定金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による公正価値の変動リスクに晒されております。

当社グループは、これらの資産及び負債から生じる金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行っております。

なお、当社グループでは全ての借入金を固定金利とする方針を採用しております。

(3) 信用リスク管理

当社グループは、営業債権及びその他の債権並びにその他の金融資産については、取引先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、与信管理の方針に従い、各事業部門における営業担当部署及び経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先から預り金（保証金）を取得するなどの措置を講じることによって保全措置を図っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する

信用補完の金額を考慮しない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入をすることにより、事業買収等に使用する資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じます。当社グループにおいて、機能通貨以外の通貨による営業債権・営業債務が一部存在しますが、その取引高は多額ではないため、為替の変動リスクは僅少であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、連結財政状態計算書上において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似する金融商品及びリース債務は、次の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
敷金・保証金	455	455
借入金（注2）	2,132	2,125

(注1) 金融商品の公正価値の算定方法

(敷金・保証金)

敷金・保証金については、償還予定時期を見積もり、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(借入金)

借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(注2) 1年以内返済予定の長期借入金残高を含んでおります。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	ライフサービス スプラットフ ォーム事業	その他	小計	調整額	合計
Vertical HR	6,010	—	6,010	—	6,010
Living Tech	4,051	—	4,051	—	4,051
Life Service	4,707	—	4,707	—	4,707
その他	—	632	632	△127	505
合計	14,767	632	15,399	△127	15,272

(2) 収益の金額を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 1,950百万円

契約負債 101百万円

契約負債の期首残高のうち当連結会計年度に認識した収益の金額は38百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分 138円08銭

基本的1株当たり当期利益 20円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 資本金の減少について

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり、2022年6月27日開催予定の第16期定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額2,551,906,605円を2,426,457,058円減少して、125,449,547円といたします。

② 資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を資本準備金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2022年5月13日 |
| ② 株主総会決議日 | 2022年6月27日(予定) |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 2022年9月2日(予定) |
| ④ 効力発生日 | 2022年9月15日(予定) |

(4) その他重要な事項がある場合にはその内容

本件は資本の部における勘定科目間の振替処理であり、資本合計及び発行済株式数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、2022年6月27日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

2. 自己株式の取得

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行により株主価値を高めるため行うものであります。

(2) 取得対象株式の種類

普通株式

(3) 取得し得る株式の総数

4,700,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.3%）

(4) 株式の取得価額の総額

14億円（上限）

(5) 取得期間

2022年5月16日～2023年5月10日

(6) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,341	流動負債	1,737
現金及び預金	3,282	1年内返済予定の長期借入金	637
売掛金	763	1年内返済予定の関係会社長期借入金	300
前払費用	76	未払金	415
その他	256	未払費用	37
貸倒引当金	△35	未払法人税等	77
固定資産	10,701	販売促進引当金	99
有形固定資産	42	その他	171
建物	20	固定負債	3,060
工具、器具及び備品	22	長期借入金	1,395
無形固定資産	2,198	関係会社長期借入金	1,600
のれん	1,543	資産除去債務	65
顧客関連資産	130	負債合計	4,797
ソフトウェア	486	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	39	株主資本	10,229
その他	0	資本金	2,526
投資その他の資産	8,461	資本剰余金	2,526
関係会社株式	7,479	資本準備金	2,126
関係会社出資金	19	その他資本剰余金	400
関係会社長期貸付金	330	利益剰余金	6,573
繰延税金資産	471	その他利益剰余金	6,573
その他	162	繰越利益剰余金	6,573
繰延資産	2	自己株式	△1,397
株式交付費	0	新株予約権	18
新株予約権発行費	2	純資産合計	10,247
資産合計	15,044	負債・純資産合計	15,044

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		6,224
売 上 原 価		448
売 上 総 利 益		5,776
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,933
営 業 利 益		843
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	1,464	
業 務 受 託 料	29	
そ の 他	7	1,505
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
そ の 他	1	12
経 常 利 益		2,336
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4	4
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		2,341
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	287	
法 人 税 等 調 整 額	47	334
当 期 純 利 益		2,007

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 繰上利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,526	2,126	400	2,526	4,891	4,891
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,007	2,007
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△324	△324
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,682	1,682
当 期 末 残 高	2,526	2,126	400	2,526	6,573	6,573

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△1,397	8,547	19	8,566
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	2,007	—	2,007
剰 余 金 の 配 当	—	△324	—	△324
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	—	1,682	△1	1,682
当 期 末 残 高	△1,397	10,229	18	10,247

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び子会社出資金

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

- ・建物 2～11年
- ・工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、のれんについては超過収益力の効果が発現する期間（4～10年）、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（5～6年）にわたって、定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

当社は、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なインターネットサービスであるアグリゲーションメディアを運営し、人材、不動産、自動車といった生活に関わる幅広い領域にサービスを展開しております。当該アグリゲーションメディアの運営を通じて、ユーザーの会員登録、資料請求、問い合わせ等の応募成果を獲得し、その成果に応じて顧客から報酬を得ております。当該アグリゲーションメディア（応募課金型）による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 定額法（3年）により償却しております。

新株予約権発行費 定額法（3年）により償却しております。

（会計方針の変更に関する注記）

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、この変更による当事業年度の影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首より適用しています。この変更による当事業年度の影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

・関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式 7,479百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式のうち、発行会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の低下により実質価額が著しく低下したのものについては、将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく実質価額を見積もって評価しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の先行きは見通しにくい状況ではありますが、行動制限の緩和等により、翌事業年度にかけて経済活動が活発化していくと仮定しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「受取手数料」(当事業年度4百万円)及び「受取賃借料」(当事業年度2百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「株式交付費償却」(当事業年度0百万円)及び「新株予約権発行費償却」(当事業年度1百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、本社の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、契約期間の延長に伴い、使用見込期間の見積りの変更を行っております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 152百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権 72百万円

短期金銭債務 31百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高 17百万円

仕入高 84百万円

販売費及び一般管理費 1百万円

受取配当金 1,464百万円

営業取引以外の取引による取引高 42百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,577,290株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15百万円
販売促進引当金	30百万円
関係会社株式	897百万円
資産除去債務	20百万円
減価償却超過額	33百万円
資産調整勘定	410百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	<u>1,416百万円</u>
評価性引当額	<u>△902百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>514百万円</u>
繰延税金負債	
顧客関連資産	40百万円
資産除去債務に対応する除去費用	4百万円
繰延税金負債合計	<u>43百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>471百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 リジョブ	所有 直接 100.00	役員 の兼任 資金の借入 配当金の受取	利息の支払 (注1)	5	-	-
				資金の返済 (注1)	200	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	200
				受取配当金 (注2)	1,180	関係会社長期借入金	1,300
子会社	株式会社 ブレイン・ラボ	所有 直接 100.00	役員 の兼任 配当金の受取	受取配当金 (注2)	240	-	-
子会社	株式会社 三光アド	所有 直接 100.00	役員 の兼任 資金の借入	利息の支払 (注1)	2	-	-
				資金の返済 (注1)	100	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	100
				関係会社長期借入金			300
子会社	株式会社 アップルワールド	所有 直接 100.00	役員 の兼任 資金の貸付	利息の受取 (注1) 増資の引受 (注3)	4 300	- 関係会社長期貸付金	- 200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。
3. 当事業年度において、貸付金200百万円について、デット・エクイティ・スワップを実施しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益の金額を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	94円61銭
1株当たり当期純利益	18円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 資本金の減少について

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり、2022年6月27日開催予定の第16期定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額2,526,457,058円を2,426,457,058円減少して、100,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を資本準備金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2022年5月13日 |
| ② 株主総会決議日 | 2022年6月27日(予定) |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 2022年9月2日(予定) |
| ④ 効力発生日 | 2022年9月15日(予定) |

(4) その他重要な事項がある場合にはその内容

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額及び発行済株式数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、2022年6月27日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

2. 自己株式の取得

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社じげん
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古川 譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じげんの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社じげん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社じげん
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川	正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川	譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じげんの2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けるほか子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は無い旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社じげん 監査役会

常勤社外監査役 尾上 正二 ㊟

社外監査役 宮崎 隆 ㊟

社外監査役 和田 健吾 ㊟

以上

(ご参考)

社外役員独立性基準

株式会社じげん（以下、「当社」という。）は、当社の経営監視機能及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（社外取締役の候補者及び社外監査役の候補者を含む。以下、「社外役員」と総称する。）がある一定以上の独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、独立性の基準を以下のとおり定め、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していない者と判断します。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人であった者（以下、「業務執行者」と総称する。）

2. 現在又は過去5年間に於いて、下記のいずれかに該当する者

(1) 当社への出資比率が10%以上の大株主又はその業務執行者

(2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、主要な取引先の基準は、当社との一事業年度の取引額が、当社グループの連結総売上高又は当該取引先の総売上高の2%を超えるものをいう。

(3) 当社の主要な借入先又はその業務執行者

なお、主要な借入先の基準は、当社との借入金残高が一事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該借入先金融機関の総資産の2%を超えるものをいう。

(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士及び弁護士等の専門家

なお、多額の金銭その他の財産の基準は、下記いずれかに該当する場合をいう。

① 当該専門家が個人で役務を提供している場合においては、当社との過去3年の平均年間取引額が年間1,000万円を超えるとき

② 当該専門家が業務執行者として所属する法人、組合等の当社との過去3事業年度の平均年間取引額が、当該団体の総売上高の2%を超えるとき

(5) 当社から多額の寄付を受けている者又は受けている団体の業務執行者

なお、多額の基準は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(6) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合において、当該会社の業務執行者

3. 上記1及び2に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者及び二親等以内の親族

なお、重要でない者とは、上記2に掲げる者のうち業務執行者に該当する場合において、当社に対する役務の提供に直接関わっていない使用人の立場である者をいう。

以上